



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

107	形質変更時要届出区域の指定の解除等	(環境管理課).....	1
108	紀の川用水土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課).....	2
109	林業種苗生産業者の登録の失効	(森林整備課).....	2
110	保安林の指定解除予定の通知	(").....	2
111	保安林予定森林	(").....	2
112	保安林の指定	(").....	3
113	道路の位置の指定	(都市政策課).....	3
114	〃	(").....	4
115	宅地建物取引業法による聴聞	(公共建築課).....	4

○ 公告

	和歌山県民文化会館の指定管理者の指定	(文化国際課).....	4
	紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場の指定管理者の指定	(都市政策課).....	4
	都市計画の案の縦覧	(").....	5
	〃	(").....	5

○ 監査公表

	監査公表第1号	6
	監査公表第2号	11

告 示

和歌山県告示第107号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成23年和歌山県告示第41号により指定した、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）について、次のとおりその指定を解除した。

平成25年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定を解除する区域の所在地

解除前の形質変更時要届出区域の所在地	解除の内容
田辺市元町字三四六859番2の一部	解除
田辺市元町字東松原2286番9の一部	解除
田辺市元町字東松原2286番10の一部	解除

2 指定を解除する区域の表示

次の図のとおり

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有

害物質の種類

鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置等

掘削除去

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁環境管理課に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により紀の川用土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成24年12月31日退任）

職名 氏 名 住 所
 理事 小林重信 橋本市高野口町伏原361番地

和歌山県告示第109号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定による林業種苗生産事業者の事業廃止に伴う登録の失効について、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事 業 所	
			種 穂		苗 木			
	氏名又は 名 称	住 所	採 種	精 選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木の育成	名 称	所 在 地
3002	大家常德	伊都郡九度山町北 又868			○	○	大家常德	伊都郡九度山町北 又868
3052	西岡憲三	伊都郡高野町湯川 462			○	○	西岡憲三	伊都郡高野町湯川 462
3065	中谷荘吾	橋本市横座241	○	○	○	○	中谷荘吾	橋本市横座241
3188	坂口惣一	橋本市高野口町竹 尾260			○	○	坂口惣一	橋本市高野口町竹 尾260

和歌山県告示第110号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

平成25年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除予定保安林の所在場所 田辺市下川下字城戸580の10、580の11、580の13から580の15まで、580の17
- 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第111号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡上富田町市ノ瀬字汗川2677、2678の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字汗川2677・2678の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第112号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町熊野川字白久野152（次の図に示す部分に限る。）、157、200の2、202の1から202の3まで、210、212、214
- 2 指定の目的 水源の涵養かんよう
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第113号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

1865	田辺市学園924番48、924番50、924番54の一部	田辺市神子浜一丁目15番13号 杉本光弘	平成25.1.15	6.05	31.00
------	------------------------------	-------------------------	-----------	------	-------

和歌山県告示第114号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3200	田辺市学園916番2の一部、916番3の一部、924番25の一部、924番54の一部	田辺市神子浜一丁目15番13号 杉本光弘	平成25.1.15	5.00	33.48

和歌山県告示第115号

宅地建物取引業法（昭和27年法律176号）第65条第1項及び第2項第2号の規定に基づく行政処分について、同法第69条第1項及び第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成25年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成25年2月7日（木）午後1時30分から
- 2 場所 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館1階 1-B会議室
- 3 被聴聞者（宅地建物取引業者）
 - (1) 商号 芝本住建
 - (2) 代表者氏名 芝本晃彦
 - (3) 事務所所在地 和歌山県和歌山市江南407番地
 - (4) 免許証番号 和歌山県知事（5）第3005号
 - (5) 免許年月日 平成25年1月9日

公 告

公 告

和歌山県民文化会館設置及び管理条例（昭和45年和歌山県条例第36号）第8条の規定により、和歌山県民文化会館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年1月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定管理者 財団法人和歌山県文化振興財団
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- 2 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

公 告

和歌山県都市公園条例（昭和34年条例第32号）第18条及び和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例（昭和36年条例第10号）第6条の規定により、紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場の指定管理者を次のと

おり指定した。

平成25年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 紀の国はまゆう
(代表となる団体)
近畿電設工業株式会社
和歌山県和歌山市松江北七丁目10番28号
(構成員)
弘安建設株式会社
和歌山県和歌山市友田町四丁目18番地
(構成員)
特定非営利活動法人はまゆう和歌山
和歌山県和歌山市吹屋町四丁目34番地
(構成員)
日本体育施設株式会社
東京都中野区東中野三丁目20番10号
- 2 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成25年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
紀の川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の案の縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
紀の川市建設部都市計画課
- 3 縦覧期間
平成25年1月28日から平成25年2月12日まで

都市計画の案の縦覧の公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、和歌山県に意見書を提出することができる。

平成25年1月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
打田都市計画道路、粉河都市計画道路及び那賀都市計画道路
- 2 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分

和歌山県紀の川市荒見字高塚、尾嶋
 粉河字寺川、三尊寺
 馬宿字白峰、赤禿、池ノ原、経堂
 名手市場字庄屋、奥ノ谷、城山
 西野山字野垣内、宮浦
 名手西野字東合楽、堀ノ段
 西脇字中筋、天神原、嶋川田
 北涌字下河原、木ノ下
 麻生津中字戌亥、宮ノ原、横手、山際
 横谷字白石

変更する部分

和歌山県紀の川市下井阪字八王子、三ツ塚、上ノ段
 東国分字村ノ前
 打田字小門
 粉河字古壺里山、弥谷、西大道端、東大道端
 馬宿字田中
 名手市場字風呂谷、小島、前田、黒代、楠ノ木

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課
 紀の川市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成25年1月28日から平成25年2月12日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成24年10月29日、同月31日及び同年11月8日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年1月25日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 山 本 茂 博
 和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
伊都振興局	平成24年10月29日
和歌山県農業大学校	〃
和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立伊都高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立紀の川高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃
有田振興局	平成24年10月31日

紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田警察署	〃
和歌山県湯浅警察署	〃
和歌山県東京事務所	平成24年11月8日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 伊都振興局地域振興部

(ア) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていない事例があった。

また、使用料において、電話柱の単価で算定すべきところ電柱の単価により算定し、徴収している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 公用車の車検に当たり、自動車重量税を資金前渡により処理したが、税額を誤ったため、別途不足分を業者に支払っていたので、今後適正に処理されたい。

イ 伊都振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約41万円となっており、前年度末に比し約24万円増加している。

今後も、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し、償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

また、履行期限の延長を承認した生活保護費の返還金について、納期限ごとに調定していない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成23年度末で約732万円となっており前年度末に比し約62万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人等を交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 母子寡婦福祉対策資金貸付金償還金については、平成23年度末で約29万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 超過勤務手当について、週38時間45分の勤務時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給していた事例があったので、適正に処理されたい。

(オ) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあったので、適正に処理されたい。

(カ) 土地賃貸借契約の相手方の死亡に伴い相続人が決定するまでの期間に限り、法定相続人と当該土地の賃貸借契約を締結しているが、契約当事者以外の法定相続人から承諾書等を徴していなかった。

また、変更契約の締結に際して、振興局地域振興部の会計主幹に合議されていなかったので、適正に処理されたい。

ウ 伊都振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成23年度末で約210万円となっており、前年度末に

比し約12万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 許可期間が1か月未満の道路占用料については、消費税の課税対象となるが、消費税額を加算していない事例があったので、適正に処理されたい。
- (ウ) 河川占用料の収入調定において、取り消した2件分の収入調定票が確認できなかったため、適正に処理されたい。

エ 和歌山県農業大学校

- (ア) 随時の前渡資金支払後の精算に係る会計事務処理が遅れた事例があったため、適正に処理されたい。
- (イ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないため、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校

- (ア) 使用料及び賃借料に係る単価契約の決裁が、振興局地域振興部の会計主幹に合議されていなかったため、適正に処理されたい。
- (イ) 学校敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立伊都高等学校

- (ア) 図書館の閲覧用図書を一人の見積りにより随意契約で購入しているが、書籍以外のものが含まれていたため、二人以上の者から見積書を徴取されたい。
- (イ) 宿泊を伴う自家用車利用による出張において、誤って1日分の日当を加算した旅費が支払われていたものがあつた。

また、旅費の一部が主催者から支給される出張について、残額を支給していないものがあつたため、いずれも適正に処理されたい。

キ 和歌山県立笠田高等学校

- (ア) 代表者印及び代表者の職氏名のない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があつたため、適正に処理されたい。
- (イ) 掲示板の張替修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

ク 和歌山県立紀の川高等学校

通信制課程の聴講生から校外で行う文学講座の授業料を徴収しているが、聴講を認める決裁手続がなされておらず、授業としての位置づけ及び単位数についても明確でないため、適正に処理されたい。

また、授業料収納の方法が適正でないため、改められたい。

ケ 和歌山県立きのかわ支援学校

- (ア) 代表者印が押印されていない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があつたため、適正に処理されたい。
- (イ) 学校敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないため、適正に処理されたい。
- (ウ) 重要物品の購入に際し、物品調達支出負担行為の手続がなされていなかったため、適正に処理されたい。
- (エ) 随意契約により物品の修繕を行っているが、契約金額が予定価格を超えていたため、適正に処理されたい。

コ 有田振興局地域振興部

- (ア) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないものがあつたので、適正に処理されたい。
- (イ) 請求書受付日、履行確認日及び納品検査日を誤って記載している支出票があつたので、適正に処理されたい。
- (ウ) 郵便切手類使用簿及び収入印紙類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

サ 有田振興局健康福祉部

- (ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約1,174万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。
- 今後も、被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について未納者の現状を把握した上で、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成23年度末で約192万円となっており、前年度末に比し約9万円減少している。
- 今後も、新規未収金の発生防止のために、貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人等を交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成23年度末で約115万円となっており、前年度末に比し約7万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (エ) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあつたので、適正に処理されたい。

シ 有田振興局建設部

- (ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成23年度末で約746万円となっており、前年度末に比し約119万円減少している。
- 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 道路占用料の収入未済額は、平成23年度末で約21万円であり、前年度から回収が進んでいないので、滞納者の状況を再調査の上、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 河川占用料の収入未済額は、平成23年度末で約16万円であり、前年度から回収が進んでいないので、滞納者の状況を再調査の上、適切な債権管理に努められたい。
- (エ) 新たに放置船舶の除却工事に係る行政代執行費用が発生し、約75万円が未収金となっている。
- 今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

ス 紀中県税事務所

県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は95.8%と前年度に比し0.6ポイント増加し、平成23年度末の収入未済額も約2億2,326万円と、約2,271万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約84%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法(昭和25年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

セ 和歌山県立箕島高等学校

- (ア) 化学準備室で保管している毒物及び劇物について、医薬用外劇物の表示及び薬品保管総点検票が作成されていなかったもので、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育

課長通知に基づき適正に処理されたい。

(イ) 教員特殊業務手当について、支給額の算定が誤っていた事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) クラブ活動の生徒引率のため、後援会が購入したマイクロバスを自家用車使用として出張手続を行っているが、これらについては平成22年9月6日付け学人第265号「県立学校職員の児童又は生徒引率に係るレンタカー等の公務使用取扱いについて」等に基づき適正に処理されたい。

ソ 和歌山県立有田中央高等学校

(ア) 教員特殊業務手当について、支給額の算定が誤っていた事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 学校敷地内の電柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収しているが、支柱及び支線4本が誤って使用料に算入している事例があるので、適正に処理されたい。

タ 和歌山県立耐久高等学校

(ア) デマンド監視業務委託の支出負担行為の決裁が振興局地域振興部の会計主幹に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

(イ) 受水槽の検査手数料の支出において、履行確認がなされていないものがあったので、適正に処理されたい。

(ウ) 教員特殊業務手当について、支給額の算定が誤っていた事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 学校敷地内の電柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収しているが、支線3本を誤って使用料に算入している事例があるので、適正に処理されたい。

チ 和歌山県立たちばな支援学校

学校敷地内の電柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収しているが、支線3本を誤って使用料に算入している事例があるので、適正に処理されたい。

ツ 和歌山県湯浅警察署

(ア) 通信運搬費の支出において、履行確認を行っていないものがあったので、適正に処理されたい。

(イ) 浄化槽清掃業者から徴取した請書について、押印漏れ及び所在地の記載誤りがあったので、適正に処理されたい。

テ 和歌山県東京事務所

(ア) 公務のための旅行であるにもかかわらず、旅費が支給されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 用務開始時刻に用務地に到着できない旅行命令となっていた事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 敷地の境界を確認できる資料がないので、隣接地所有者と境界を確認するための協議を進められたい。

また、附属物に係る公有財産台帳を作成していないので、適正に処理されたい。

(エ) 条件付き一般競争入札の入札参加資格審査において、同種同規模業務の契約実績の中に、期間を満了していないものがあったので、今後適正に処理されたい。

(オ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

和歌山県立有田中央高等学校

グラウンドに設置された自動販売機2台について、PTAに行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を全額免除しているが、自動販売機の不具合の際の連絡や電気料金の実費の請求を学校が直接設置業者に行っており、PTAが関与していないことから、申請者及び許可先を自動販売機設置業者に改めるとともに使用料等の徴収を教育委員会事務局と協議されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成24年11月27日及び同月29日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年1月25日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 山 本 茂 博
 和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
日高振興局	平成24年11月27日
和歌山県立日高高等学校・附属中学校	〃
和歌山県立紀央館高等学校	〃
和歌山県立南部高等学校	〃
和歌山県立みはま支援学校	〃
和歌山県御坊警察署	〃
西牟婁振興局	平成24年11月29日
紀南県税事務所	〃
紀南児童相談所	〃
田辺産業技術専門学院	〃
南紀白浜空港管理事務所	〃
給与課紀南分室	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀支援学校	〃
和歌山県立はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

西牟婁振興局地域振興部

ア 平成22年から平成23年にかけて、県証紙の売りさばきを担当する職員が証紙購入受付票や証紙売払日計表等の帳簿を偽装し、証紙売りさばき代金の一部を着服していたことが発覚したが、今後、かかる事態が生じることのないよう現金や金券類の管理体制に万全を期されたい。

イ 平成19年度から平成23年度の紀の国森づくり基金活用事業補助金において、虚偽の完了実績報告書による補助金の過大交付が17件あることが判明した。

この度、補助金交付決定の一部取消及び返還命令を行っているが、今後、完了実績報告書どおり

に履行されているか現場確認を行うとともに、会計帳簿や関係書類を精査するなど、かかることのないよう厳正な事務の執行に努められたい。

(2) 注意事項

ア 日高振興局地域振興部

(ア) エレベーター保守管理委託業務等において、履行確認が不十分な事例があったので、今後の業務実施に当たり適正に処理されたい。

(イ) 職員住宅敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

イ 日高振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約473万円となっており、前年度末に比し約67万円増加している。

督促状が、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第34条第1項に定める期限内に発付されていないものがあったので、注意するとともに、電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、未収金回収の取組を強化されたい。

また、今後も被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど新規未収金の発生防止に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金の未収金については、平成23年度末で約94万円となっており、前年度末に比し約27万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人等を交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 母子寡婦福祉資金貸付金の償還金について、母子寡婦福祉資金管理システムへの登録金額を誤った事例があったため、平成23年度に修正するまで適正な額での徴収行為が行われていなかったため、今後、適正な事務処理に努められたい。

(エ) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあったので、適正に処理されたい。

(オ) 超過勤務手当について、週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 平成24年度の郵便切手類使用簿において、使用時の検印が押印されていなかった。

また、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

(キ) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

(ク) 敷地の一部について、地籍調査が完了し、土地の合筆及び面積の更正が行われているにもかかわらず、公有財産台帳の修正など必要な処理が行われていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 日高振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成23年度末で約746万円となっており、前年度末に比し約77万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。

(イ) 港湾・海岸占用料の収入未済額約119万円について、今後も、未納者の現状を把握し、適正な債権管理に努められたい。

(ウ) 平成18年度に契約を解除した切目川ダム地質解析業務の違約金等の未収金約265万円について、資産調査等の結果に基づき、適正に処理されたい。

エ 和歌山県立日高高等学校・附属中学校

(ア) 毒物及び劇物等の薬品保管について、定期点検等がなされていないので、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。

(イ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立紀央館高等学校

(ア) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(イ) 寄宿舎の使用料について、月途中の入舎で日割り計算を行っているが、算出額を誤り、誤った額で調定していたので、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立南部高等学校

郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

キ 西牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約563万円となっており、前年度末に比し約317万円増加している。

督促状が、和歌山県財務規則第34条第1項に定める期限内に発付されていないものがあつたので、注意するとともに、電話による催告及び自宅訪問による納付指導など、未収金回収の取組を強化されたい。

また、今後も被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど新規未収金の発生防止に努められたい。

(イ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成23年度末で約477万円となっており前年度末に比し約79万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人等を交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあつたので、適正に処理されたい。

(エ) 公用車のフロントバンパー脱着交換等の修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

ク 西牟婁振興局建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成23年度末で約1,590万円となっており、前年度末に比し約148万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(ウ) 消耗品費の納品書に当該発注課の受付印及び個人印を押印していないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

ケ 紀南県税事務所

県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は91.7%と前年度に比し0.2ポイント増加しており、平成23年度末の収入未済額も約5億6,197万円と、約2,774万円減少

している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約84%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

コ 紀南児童相談所

(ア) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、債権回収に努めているものの平成23年度末で約254万円となっており、前年度末に比し約18万円増加している。

今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

(イ) 児童福祉施設入所負担金に係る月額徴収金の調定について、調定額を誤り、後日減額しているが、決裁手続がなされていないので、適正に処理されたい。

(ウ) 児童福祉施設入所負担金未納者に対する督促について、督促状の発付時期が和歌山県財務規則第34条第1項に規定する時期より大幅に遅れているものや、同条第2項と異なる期限を設定しているものがあつたので、適正に処理されたい。

(エ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(オ) 敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

(カ) 一時保護関連業務のため出張しているが、旅行命令簿が作成されていないものがあつたので、適正に処理されたい。

サ 田辺産業技術専門学院

(ア) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(イ) 使用料及び賃借料に係る支出負担行為の決裁が、振興局地域振興部の会計主幹に合議されていない事例があつたので、適正に処理されたい。

(ウ) 酸素用圧力調整器及びアセチレン用圧力調整器の緊急修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

(エ) 生徒健康診断に係る委託業務を一人の見積りにより随意契約で行っているが、簡易公開調達制度により実施されたい。

(オ) 使用料及び賃借料の支出において、履行確認が行われていない事例があつたので、適正に処理されたい。

シ 和歌山県教育センター学びの丘

長期継続契約により事務機器の借入れを行っているが、入札が必要であつたにもかかわらず、簡易公開調達制度により実施していたので、今後、適正に処理されたい。

ス 和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校

寄宿舎敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないものがある。

また、支柱及び支線が誤って使用料に算入されているものがあつたので、適正に処理されたい。

セ 和歌山県立田辺工業高等学校

(ア) 教員特殊業務手当について、支給額の算定が誤っていた事例があつたので、適正に処理された

い。

(イ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(ウ) 産業廃棄物収集運搬業務の委託契約において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第6条の2第4号に定められている契約書を作成せず、請書で処理していたので、適正に処理されたい。

ソ 和歌山県立神島高等学校

(ア) 毒物及び劇物等の薬品保管について、定期点検等がなされていないので、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。

(イ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

タ 和歌山県立南紀高等学校

毒物及び劇物等の薬品の保管について、定期点検がなされていないので、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。

チ 和歌山県立熊野高等学校

(ア) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

(イ) 学校敷地内の電柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え使用料を徴収しているが、使用料の算定を誤っているものがあつたので、適正に処理されたい。

(ウ) デマンド監視業務委託の支出負担行為の決裁が、振興局地域振興部の会計主幹に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

(エ) 寄宿舎の使用料について、月途中の入舎で日割り計算を行っているが、算出額を誤り、誤った額で調定していたので、適正に処理されたい。

ツ 和歌山県立はまゆう支援学校

(ア) 学校敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令簿において、用務地の地点名称を誤り、旅費支給額に不足が生じていたので、適正に処理されたい。

テ 和歌山県田辺警察署

敷地内の電柱への通信ケーブルの共架について、電気通信事業者に行政財産の目的外使用許可を与え、使用料を徴収しているが、使用料の算定を誤っているものがあつたので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

ア 日高振興局建設部

廃川敷地の処理について、平成23年度末現在で未処理となっているものが14箇所あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件をつけて貸し付けるなどの方策を検討されたい。

イ 和歌山県立南紀高等学校

校舎外での自動販売機4台の設置について、県立南紀高等学校育友会長に対し行政財産の目的外使用許可を与えているが、公募による貸付けなどを検討されたい。

ウ 和歌山県立熊野高等学校

高等学校専攻科の入学金を証紙により徴収しているが、和歌山県証紙条例(昭和39年和歌山県条

例第3号) 第2条に規定する証紙による収入の方法により徴収する歳入として専攻科の入学金が明記されていないため、今後、徴収方法について、教育委員会事務局と協議されたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。